

# 東法連ニュース

2024年  
(令和6年)  
2月号  
第441号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代) URL: <http://www.tohoren.or.jp> Mail: [info@tohoren.or.jp](mailto:info@tohoren.or.jp)

新年賀詞交歓会

## 全国から約500名が参加して開催 新春記念講演は

### 「法人会だからできる『健康経営』の推進」



あいさつする瀬戸隆一  
財務大臣政務官



あいさつする小林栄三  
全法連・東法連会長



乾杯をする藤波一博  
全国納稅貯蓄組合連合会会长



あいさつする住澤整  
国税庁長官



講演する吉村健佑氏



あいさつする小池百合子  
東京都知事

令和6年新年賀詞交歓会が、全法連との共催により、1月23日、帝国ホテルで、来賓、会員あわせて約500名（うち東法連関係は約210名）が参加して開催された。

当日は、小林栄三全法連・東法連会長による新年のあいさつで開会。続いて来賓を代表して、瀬戸隆一財務大臣政務官及び住澤整国税庁長官があいさつ、乾杯は、藤波一博全国納稅貯蓄組合連合会会长が行つた。交歓会には、小池百合子東京都知事が

令和6年新年賀詞交歓会が、全法連との共催により、1月23日、帝国ホテルで、来賓、会員あわせて約500名（うち東法連関係は約210名）が参加して開催された。

当日は、小林栄三全法連・東法連会長による新年のあいさつで開会。続いて来賓を代表して、瀬戸隆一財務大臣政務官及び住澤整国税庁長官があいさつ、乾杯は、藤波一博全国

の演題で新春記念講演が行われた。続いて、叙勲・納稅表彰受章祝典（主催・全法連）が開催され、受章者67名のうち列席された45名に小林会長から記念品が贈呈された。

東法連関係では、令和5年秋の叙勳で旭日双光章（納稅功勞）を受章した齊藤政二副会长（大森法人会会長）、財務大臣納稅表彰を受彰した加藤和夫元副会长（青梅法人会元会長）、國税廳長官納稅表彰を受彰した佐藤一也副会长（上野法人会会长）、伴良二理事（蒲田法人会会长）、岩田利夫理事（日野法人会会长）に贈呈された。なお、上手な医療の使い方

た佐藤一也副会长（上野法人会会长）、伴良二理事（蒲田法人会会长）、岩田利夫理事（日野法人会会长）に贈呈された。なお、上手な医療の使い方



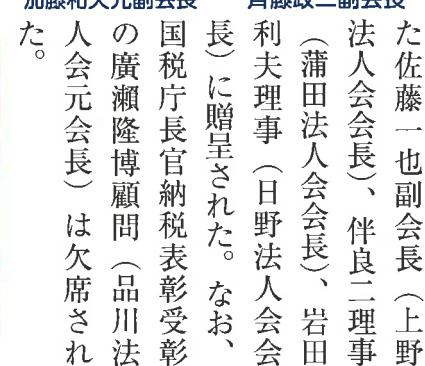
国税廳長官納稅表彰受賞者の左から  
佐藤一也副会长、伴良二理事、  
岩田利夫理事



叙勲・納稅表彰受章祝典



財務大臣納稅表彰の  
加藤和夫元副会长



受章者の副会長  
(蒲田法人会会长)、岩田  
利夫理事（日野法人会会长）は欠席され  
た。



事業承継税制について、特例承認申請等の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は、従来通りです。

所得稅關係

改正前	改正後
・断熱等性能等級5以上かつ 一次エネルギー消費量等級6以上	・断熱等性能等級4以上又は 一次エネルギー消費量等級4以上
・断熱等性能等級4以上	

## (2) 住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の正義

直系親族からの住宅取得資金の贈与  
税の非課税措置について、令和8年12月まで3年間延長されます。上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

(1) 設立以後5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、(1)適格ストックオプション税制の改正により交付される譲り受け制限等に関する契約に従つて、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等をしなければならないとの要件が不要とされます。②年間の新株予約権の行使に係る権利行使額の限度額について、次のとおりとされます。

### (5) 既存住宅のリフォームに係る税額控除

	子育て特例 対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準 省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準 適合住宅	4,000万円	3,000万円

#### (4) 住宅ローン減税の改正

エンジニア税制ができる投資について、一定の要件を満たすストップオプションによる投資及び中小企業等の経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることになります。

### (3) エンジエル税制の改正

③中小企業等経営強化実行規則の改正を前提として、適用対象となる特定従事者による要件が緩和されます。

④権利者が予約券に係る付与決議のにおいてその新株予約権の行使に関する株式会社の大口株主等に該当しなかつたことを誓約する書面等について、電磁的記録で提供できることになります。

(2) 国外事業者に対する事業者免税点制度の定期期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。②新規設立法人に対する納稅義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。

③特定新規設立法人に対する納稅義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分入金額が50億円超である者

消費稅關係

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して一般向け電気通信利用服務の星はつて、自己主導で

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

資產稅關係

での間に居住の用に供した場合を適用対象となります。子育て対応改修工事とは、①住宅内における子どもの事故防止をするための工事、②対面式キッズゾーンへの交換工事、③開口部の増設による工事、④収納設備の設置による工事、⑤開口部界壁・床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額が控除額となります。

なお、従来の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除については、適用対象者の合計所得金額を2,000万円以下に引き下げてその適用期限を2年間延長します。

3) 国外事業者に対する簡易課税制度等

(注)国外事業者に対する簡易課税制度  
の見直し  
課税期間の初日においてP/Eを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないことになります。また適格請求書発行事業者となる際の2割特例についても利用できません。とされます。令和6年1月1日以後に開始する課税期間から適用されますが、

#### (4) 高額特定資産の見直し

免  
高額資産を取得し、課税の対象に該当する場合、事業者の  
制限制度及び簡易課税制度の適用が認められます。令和6年4月1日以後  
の仕入れ分から適用されます。

行つた課税仕入れ

1件の適格請求書発行事業者の年又はその課税仕入年度での合計額がその後に適用されることは、その超えた部分の課税仕入について80%の経過措置が設けられます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

## (6) 自動販売機特例の住所の記載

件としていた自動販売機専用の記載について、運用上記載がなくとも改めて求めないものとされま

☆記事内容についてのお問合せは…

—TTS税理士法人  
税理士 飯田 聰郎  
TEL 03-5303-5303  
FAX 03-5303-5444  
<http://www.iida-offic>

## 単位会の会員増強策・退会防止策に関する表彰受賞会が決定



あいさつする  
齊藤政二委員長

第2回組織委  
員会(齊藤政  
二委員長・大  
森法人会会  
長)

令和5年度

### 組織委員会

冊子を作成予定  
であり、完成後  
考にしていただ  
く。

各会の組織委員  
長あて配布し参  
考にしていただ  
く。

東法連は12月13日、全法連会館  
で、東京国税局課税第二部幹部との  
連絡協議会を開催した。  
当日、東京国税局からは、漢昭  
弘課税第二部長、伴充次長、馬  
場光徳法人課税課課長補  
佐ほか法人課税課職員が  
出席した。東法連からは、  
副会長8名と専務理事が  
出席した。

東京国税局課税第二部幹部との  
連絡協議会を開催  
の飯野光彦副会長(北  
沢法人会会长)、東京  
国税局の漢部長のあい  
さつの後、法人会、国  
税局双方の現状説明の  
内容に基づいて意見交  
換が行われた。

定額減税 特設サイト



### 会員数は前年同月比で減少2千社 を割り込む月が増加し改善傾向

東法連の令和5年10月末現在の  
会員数は約11万2千社で、前年同

月比で1887社の減少となっ  
た。長期的な減少傾向は続いてい  
るもの、令和3年度は前年同月

比5千社を超える減少が続いてい  
たが、令和4年度3月以降は2千  
社台の減少に留まってきた。今年

度は減少数が2千社を割り込む月  
が増加しており改善傾向にある。

### 大法人を対象に 調査部所管法人セミナーを開催

東法連は12

月7日、ベル  
サール飯田橋  
駅前で令和5  
年度第1回調  
査部所管法人セミナーを開催し、  
約150名が参加した。第2回セ  
ミナーは2月20日に開催する。

第一部では、東京国税局調査第  
一部長の鈴木友康氏が「税務行政  
の現状と課題」を解説した。



解説を熱心に聴き入る参加者  
た。渡邊真倫江氏  
が「国際課税  
に関する実務  
上の留意点」  
と題し講演し



### 東京国税局からのお知らせ

国税庁では、国税庁ホームページ内に定額減税に関する特設サイトを開設し、制度周知用パンフレット等を掲載(掲載情報は随時更新)しています。